

# 法令等の遵守について

介護保険制度における指導監督

---

令和6年度石垣市集団指導

石垣市福祉部介護長寿課



# 現状

---

社会全体で老後の安心を支えるため、平成9年に成立した介護保険法（以下「法」という。）に基づき、平成12年に創設された介護保険制度は、制度開始から24年が経過し、今や高齢者の介護になくてはならないものとなっています。

また、今後も総人口に占める高齢者の割合は増加していき、認知症高齢者（予備軍含む）や単身世帯の増加等、更なる介護需要の増加が見込まれます。

○石垣市の人口：49,766人（うち65歳以上11,975人）

○高齢化率：24%

（令和6年9月末時点）

# 目的

---

法第1条には、その目的として介護等が必要な人の「尊厳の保持」及び「自立した日常生活の支援」が謳われており、介護保険制度に基づく実際のサービスの担い手である介護保険施設等は、利用者（施設入所者等を含む。）に対し、これらの目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはなりません。

なお、介護保険施設等には、自ら法令等（運営基準1や報酬基準2を含む）を遵守する責任があります。

1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」などサービスを行うために守るべき基準に関する厚生労働省令及び解釈通知等をいう。

2 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成11年厚生省告示第19号）」など、介護報酬の算定方法に関する厚生労働省告示及び解釈通知等をいう。

# 法令遵守(コンプライアンス)とは

---

○介護サービスを提供する上で遵守すべき法律、制度、運営基準などを守ること。

(介護保険法、労働関連の法律、個人情報取り扱い等)

○介護サービスは公益性の高い事業。利用者にとって不利益にならないよう、サービスの質を確保することが求められています。

そのため、法令でさまざまな基準やルールが決められています。

# 法令遵守の必要性

---

○介護事業では、介護保険制度を利用してサービスを提供します。

一般の民間企業より、社会資源としての意味合いが強くなります。

また、収入の多くは介護報酬であり、保険料や税金が財源となっています。

そのため、社会に対して、さらに厳しくコンプライアンスが求められます。

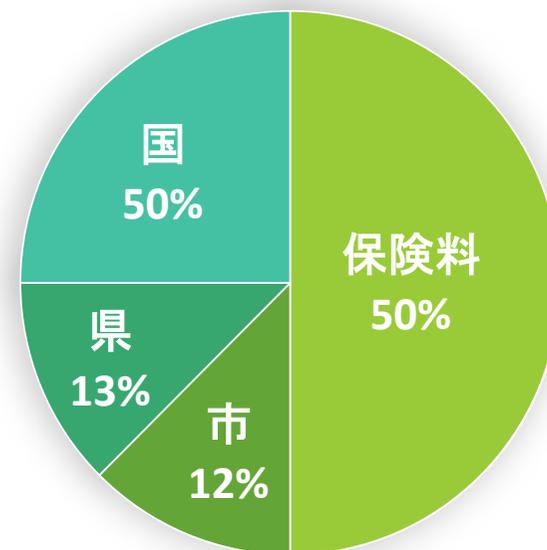
# 介護保険の財源

介護サービス提供の対価として、事業所に支払われる費用は、国や都道府県、市の負担金そして利用者負担からなっています。

利用者負担 十  
(1割～3割)

- 保険料 50%
- 市の負担金 12%
- 県の負担金 13%
- 国の負担金 25%

国・県・市の負担金は税金です！



# 介護保険の財源

---

Point!



つまり、事業所に支払われる費用の50%については、税金が補填されています！

そのため、適切に事業運営やサービス提供等がされているかについて、運営指導等により確認しています。

介護保険制度は、事業所と利用者の契約に基づきサービスが行われ、利用者がそのサービスを受けた場合に保険者からその費用が利用者に支払われます。しかし、保険者から事業所へその費用の7～9割が支払われるのは、代理受領制度を活用しているためです。

# 指導と監督

---

介護保険制度における指導監督は、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第23条又は法第24条に規定する権限を行使し行う「指導」、不正等の疑いが認められる場合に行う法第76条の権限を行使し行う「監査」により行われます。

指導の方法には、集団指導と運営指導があり、いずれも介護保険施設等の適正な運営の確保のために行う支援及び育成の観点から行われるものです。

# 集団指導と運営指導

---

○集団指導は年1回行います。

- 集合形式
- オンライン等の活用（HPへの資料掲載・動画配信等）

○運営指導は、原則として、指定有効期限内に少なくとも1回。

（6年に1回）行います。※コロナ過で実施できていない期間有り。

- 個別に、原則実地

# 運営指導の方法等

---

- ①市→事 日程調整（電話またはメール）
- ②市→事 指導通知の送付（運営指導日の4週間前までに）
- ③事→市 事前提出資料の提出（自己点検シート等）
- ④市・事 運営指導実施
- ⑤市→事 運営指導結果通知（1カ月後までに）
- ⑥事→市 改善処理状況の提出（1カ月後までに）

※概ね上記の流れですが、場合によっては後日追加資料を求める場合等もあります。

# 運営指導の方法等

---

運営指導当日は、厚生労働省が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル 別添 確認項目及び確認文書」に基づき確認を行います。  
ただし、必要に応じて追加確認資料を要する場合があります。

Point!



日頃から「確認項目及び確認文書」に記載のある資料等は整理しておきましょう。記録やメモはとても大事です！



「介護保険施設等運営指導マニュアル」で検索

# 監査とは

---

監査は、介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に法第76条に基づき、報告、帳簿等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する行為です。

運営指導は、指定を受けた介護保険施設としての一定の信頼性に基づき事業所の協力の下行われるものですが、一方、監査は立入検査の権限を行使し行政機関が主体となって行うものです。

# 運営指導から監査への変更

---

運営指導を中止して監査へ変更する必要があるのは次のような場合です。

- 1 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合  
同様の誤りが数多くみられる場合及びそれが長期にわたる場合、確認文書の不備等により確認項目が確認できない場合、虚偽報告や虚偽答弁が疑われる場合等。

# 運営指導から監査への変更

---

- 2 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合  
報酬基準等の単なる解釈誤りではなく、架空請求等の、請求する根拠のない請求がある又はその疑いがある場合。
- 3 不正の手段による指定等又はその疑いがある場合  
新規又は更新申請時の申請書の内容と指定時以降の実態が相違する場合、特に初めから勤務する予定のない者を勤務するかのよう装い指定申請書を提出し指定を受けたような場合は、不正の手段による指定を受けた可能性があるため。

# 運営指導から監査への変更

---

- 4 高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合  
適切な手続きを経していない身体拘束等が行われている場合やその疑いがある場合。

# 介護報酬の返還

---

## 1 不正請求

不正請求とは、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することです。具体的には架空請求等の請求行為をいいます。

例えば、サービスを行ったように装い報酬請求を行った場合や、一定の人員基準を満たすことが要件となっている加算について、人員が不足しているにもかかわらず、人員が満たされていることを装い加算要件を満たすものと偽って請求した場合、また、サービスの所要時間による単位数が定められている場合に実際にサービスを行った時間に対応する単位数を超えた単位数により請求をした場合等です。

# 介護報酬の返還

---

## 2 加算報酬の請求と返還

加算報酬の算定要件に関する誤った理解により当該要件を一つでも満たしていなかった場合は、当該加算について自己点検の上、過誤調整を行うよう指導します。

## 3 基本報酬部分の請求と返還

提供したサービスとは異なる単位数で請求している場合や、基本単位数に減算規定があるにもかかわらず減算せずに請求している場合等も自己点検の上、過誤調整を行うよう指導します。